



質問

ある区分所有者が、理事長解任のための臨時総会を開催するために、組合員の1/5の同意を得ることを目的に、書面による組合員名簿の閲覧申請を行ないました。組合として、どのように対応したらよいでしょうか。



回答

標準管理規約では、利害関係人(区分所有者、専有部分の賃借人、管理組合の債権者、専有部分の抵当権者等の現に直接利害関係を持つ者及び、これからそのような地位を取得しようとする者)の閲覧申請に関し、書面による閲覧請求を必要とし(一部は、閲覧理由も必要)、理事長は、その閲覧に対し、相当の日時・場所等を指定できることとしています。

また、閲覧の申し出のあった書類に関する謄写および写しの交付については、以下のよう
に裁判所の判断が分かれています。

参考

1. 閲覧請求権が認められる以上は、当然謄写請求権も認められるべきだとする判決
【平28・12・9 大阪高判(平28年(ネ)1420号・平28年(ネ)1934号/判時2336号32項)】
2. 管理規約に閲覧請求の規定はあるが、謄写請求権を認めていないとき、閲覧に加えて謄写も認めるかどうかは自主的規律に委ねるべきであるとする判決
【平23・9・15 東京高判(平23年(ネ)2424号/判タ1375号223項)】

標準管理規約第64条1項では、理事長は、会計帳簿、組合員名簿などを保管し、請求があったときは、これらを「閲覧」させなければならないとする一方、標準管理規約第64条関係のコメントで、「③組合員名簿の閲覧等には、組合員のプライバシーに留意する必要がある。」としており、裁判所の判断も踏まえると、管理規約に「閲覧」の条項があることを根拠に当然に「謄写」も認められるとは言い難いため、トラブル防止の観点から、管理組合として対応方針を検討し、とくに、謄写を認めるのであれば、管理規約・細則等で明確に規定しておくことも一つの方法です。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。